

制 度 名	コミュニティ助成事業 (一般財団法人自治総合センター)	主管課名	女性活躍・県民協働課 消防安全課 防災・危機管理課		
		問合せ先	029-301-2175 029-301-2885 029-301-2896		
目的・趣旨	(一財)自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動等への助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。				
〔対象団体〕 市(区)町村(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。					
〔対象事業〕					
助 成 区 分	対 象 事 業	助 成 額	主管課		
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業	100～250万円	女 性 活 躍・県民協働課		
コミュニティセンター助成事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業 ※用地取得費等は対象外	総事業費の 3/5 以内に相当する額。 1,500万円を上限			
青少年健全育成助成事業	主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動等の事業)	30～100万円	消 防 安 全 課 (アのみ 防災・危機管理課)		
地域防災組織育成助成事業	ア 一定地域の住民が当該地域を守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材等の整備に関する事業 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材等の整備に関する事業	ア 30～200万円 イ 50～100万円 ウ 上限 100万円 防火防災訓練用資器材は上限 60万円 エ 上限 40万円 オ 上限 100万円 カ 上限 100万円			
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
		—	—	—	—
〔令和5年度当初予算額〕 — 千円		〔令和5年度補助対象団体〕 令和5年3月頃決定			
〔備考〕					

制 度 名	地域日本語教育スタートアッププログラム (文化庁)	主管課名	女性活躍・県民協働課 多文化・協働G		
		問合せ先	029-301-2174		
目的・趣旨	「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域となっている市区町村に対し、地域日本語教育の専門家の派遣やコーディネーター等に係る経費を支援することにより、日本語教室の設置に向けた取組を推進し、もって各地に日本語学習環境が整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とする。				
<p>[対象団体]</p> <p>日本語教室が設置されていない市区町村を対象とする取組を提案する機関・団体のうち、次の(1)～(3)のいずれかの機関・団体に限る。</p> <p>(1) 市区町村</p> <p>(2) 市区町村単独又は複数の市区町村による実行委員会</p> <p>(3) 次の[1]～[3]のいずれかに該当し、かつ地域における国際交流、多文化共生、日本語教育、外国人支援、地域活性等の実施を目的とした事業を行っている団体</p> <p>[1] 市区町村が設立したもの</p> <p>[2] 市区町村が事務局を務めているもの</p> <p>[3] 市区町村の施設の指定管理業務を行う法人及び団体</p> <p>[対象経費] ※補助限度額は、対象経費等により異なる。</p> <p>(1) 講演等に対する有識者の派遣（新規応募団体1年間のみ応募可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者の派遣に係る経費 <p>(2) 地域日本語教育アドバイザーのみの派遣（新規応募団体1年間のみ応募可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣に係る経費 ・アドバイザーの受入に係る消耗品等経費及び感染症予防経費 <p>(3) 地域日本語教育アドバイザーの派遣、日本語教室立ち上げの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣に係る経費 ・日本語教室立ち上げ等に係る経費 ・日本語教室の運営に係る一部経費 <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		10/10	—	—	—
〔令和5年度当初予算額〕 千円（国予算）		〔令和5年度補助対象団体〕 令和5年2月10日締切 対象団体は令和5年3月中に決定予定			
〔備考〕 国からの直接補助 事業対象期間：令和5年4月3日（月）～令和6年3月11日（月）					